

令和8年2月19日

意見書

弁護士 阿部 迅生



弁護士 瀬戸 悠介



第1 照会事項に対する意見の要約

以下では、道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会（以下「百条委員会」といいます。）からの令和8年1月29日付照会文書での各照会事項に対する当職らの意見の要約を述べた後に、意見の理由について述べるものです。

1 候補者団体法人の管理運営上の問題

照会事項：理事の法人登記の欠落その他杜撰な法人運営を行った団体の問題性及び登記上の理事が不在で決算、その他の意思決定が可能か。

意見：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、新たな代表理事が選任されるまでの間、退任した代表理事及び理事が権限を有することとなりますので、意思決定は可能です。

そのため、登記上の理事が不在である等をもって応募の資格要件を欠くことにはならず、選定の評価項目において考慮される事項と解されます。

2 候補者団体法人の会計処理における問題

照会事項：令和4年度決算を令和5年度決算と同時に申告した問題

意見：会計処理の遅延により応募の資格要件を欠くことにはならず、選定の評価項目において考慮される事項と解されます。

3 法人登記の事実を確認するため百条委員会で総会・理事会の議事録の資料提出を赤井川村 DMO が提出を差し控えると回答した問題

照会事項：その理由が正当な理由と判断できるか。

意見：一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会（以下、「赤井川村 DMO」といいます。）の総会議事録や理事会の議事録を百条委員会が提出を求める必要性はなく、赤井川村 DMO の回答は正当な理由があるものと解されます。

4 指定管理者候補者選定委員会についての問題

照会事項：客観的、公正な選定ができる委員会であったか。村から提出された道の駅あかいがわ指定管理者候補者選定委員会（以下「本件選定

委員会」といいます。)の資料が氏名・評価点が黒塗りされていた。

意見：本件選定委員会の各選定委員は、赤井川村において制定された条例に基づいて選任されており、その選任にあたって問題点は見当たりません。村から提出された資料について、各選定委員の氏名及び個別の評価の開示を求める必要性はないものの、各選定委員の評価のうち、「C」の評価の有無の回答並びに「C」の評価がある場合に、評価項目の摘示及び本件選定委員会における議事録の提出を求めることは相当だと解されます。

- 5 候補者団体法人は、観光庁が定める地域 DMO の要件を満たしているか

照会事項：地域事業者をまとめる役割から逸脱した管理運営応募にならないか。

意見：赤井川村 DMO における地域 DMO としての要件充足性の判断は、地方自治団体の事務ではなく、観光庁の専属的権限事項になるため、調査の対象外となる事項です。また、赤井川村 DMO が指定管理者選考に応募することに法的問題はありせん。

第2 「道の駅あかいがわ」の指定管理者の申請・選任に関する条例等について

- 1 今回、問題となっている「道の駅あかいがわ」の指定管理者の申請・選任等の手続については赤井川村にて、赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「本件条例」といいます。）及び右条例施行規則（以下、「本件条例施行規則」といいます。）を定めております。

本件条例第4条では、「村長等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体(申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。)について、次に掲げる選定の基準¹に照らして総合的に審査し、最も相当と認める団体

¹ (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
(2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
(3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、村長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

を指定管理者の候補者として選定するものとする」とし、同条例5条において、「村長等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない」とされています。

このように、「道の駅あかがわ」の指定管理者の選定は村長に決定権限が存在し、本件選定委員会は、村が指定管理者の選定を公平かつ客観的に行うため、参考となる意見を収集することを目的に設けられています。

2 赤井川村における指定管理者候補者選定委員会の選任手続については、本件条例施行規則第9条以下に定められています。

委員会は、委員5人以内で組織することとなり（第10条）、委員は、(1)学識経験者、(2)当該公の施設に関し専門的知識を有する者、(3)関係団体の代表者、(4)副村長、(5)その他村長又は教育委員会が適当と認める者から村長等が委嘱し、又は任命する規定となっています。そのほか、委員会の委員長は、副村長をもって充てることとし（第11条）、委員会は、村長等から意見を求められた事項について審議し、意見を述べなければならない（第12条）とされています。

ただし、選定委員会の委員の選出については要綱が定められておりませんので、選定委員会の選出は本件条例に反しない限り、村長等に広い裁量が認められています。

第3 各照会事項に対する意見について

1 候補者団体法人の管理運営上の問題について

赤井川村 DMO の法人登記は、令和4年6月24日に代表理事及び理事が全員退任し、理事が令和5年5月30日就任となっているため、令和4年6月24日から令和5年5月29日まで理事が不在となっている期間が存在しております。

ただし、一般社団法人法75条1項により、「役員が欠けた場合又はこの

法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」及び同法第79条1項で「代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。」と定められていることから、退任した代表理事及び理事が権限を有することになります。

そのため、法人登記の欠缺があっても当該法人の運営に支障が出ていたということには直ちにはならず、議事運営ができていないということにはなりません。

百条委員会の懸念事項である役員登記の欠缺は、同法第303条に、「登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない」とされているため、退任登記を怠っている点（同法第303条違反の点）は、100万円以下の過料の問題（同法342条1号）とはなりますが、直ちに法人の運営に支障をきたす事項ではありません。

そのため、役員登記の欠缺は当該団体の適格性を失わせる事情とはならず、本件条例施行規則においても登記の欠缺を欠格事由とはしておりません。

したがって、役員登記の欠缺は手続上の問題はあるものの、指定管理者の応募の資格要件に関係なく、選定の評価において考慮されるべき事項となります。

2 候補者団体法人の会計処理における問題について

- (1) 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、確定申告書を提出しなければならないとされています（法人税法74条1項）。期限内に申告しなかった場合、原則として、納付すべき税額の50万円までの部

分については15%、50万円を超える部分については20%の割合の無申告加算税を納めなければなりません。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に申告書を提出した場合には、無申告加算税は5%の割合に軽減されます（国税通則法66条1項、2項）。

なお、期限後の申告となった場合でも、納付期限までに法人税を納めており、かつ過去5年間に無申告加算税が課されていないなどの要件を満たしている場合は、無申告加算税は免除されます（国税通則法66条7項）。

(2) 会計処理の遅延が指定管理者制度に与える影響について

ア 申請の資格要件について

資格要件は本件条例施行規則第4条に定めがあり、①当該団体の責めに帰すべき事由により村又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体、②当該団体の役員に、管理を行うための必要な契約等を締結する行為能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、村における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者のいずれかに該当する者がある団体、③破産開始手続の決定を受けた法人又は清算法人、については資格要件がないと定められております。

会計処理の遅延の点に関しては、赤井川村 DMO は申請にあたり決算書類一式を提出しており、「公正な手続きを妨げた」には該当せず、その他のいずれの条項にもかかわりが無いため、資格要件には影響のない事項と解されます。

イ 選定にあたっての評価項目について

指定管理者の選定は、「道の駅あかいはらの指定管理者を選定するための評価基準」に基づいて判断されるところ、会計処理の遅延は、右基準項目のⅡの9「・財務書類等の書類が適切に作成されているか。」の項目に関わってきますので、会計処理の遅延という点は、この評価項目の評点にて考慮される事情と解されます。

ただし、会計処理の遅延問題は、上記(1)で述べたとおり、無申告加算

税の問題に過ぎないため、評価項目の点数を直ちに0点とする事項ではなく、評価点については本件選定委員会の裁量が認められる事項となります。

3 総会・理事会の議事録の資料提出を差し控えると回答した問題について

(1) 100条調査権の意義について

地方自治法100条に根拠を有する議会の調査権をいい、地方公共団体の事務に関し議会が調査を行うことができる権限となります。

100条調査の権限は、議会が持つ条例の制定や予算の議決などの権限を有効・適切に行使するためのもので、無制限に行使できるものではありません。執行機関に対する監視権限を実行的に行使するための権限であり、住民に代わって地方公共団体の行政を批判監督する議会が、その保持する諸権能を行使するために、地方公共団体の事務に関し十分な知識、正確な認識を有する必要があることから、議会に対して補充的に与えられた調査機能となります。

(2) 調査権の範囲と限界

調査権が及ぶ事項は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)となっており、地方公共団体の事務と関連性の薄い事項は調査の範囲外となります。

また、100条調査の権限は、上記(1)の意義で述べた通り、地方公共団体の事務に関し、議会が持つ条例の制定、予算の議決などの権限を有効・適切に行使するため補助的に与えられた権限であり、目的を達成するために必要な範囲に調査は限られます。そのため、地方公共団体の事務に関するものといえども、執行機関(本件でいえば、村長ないし各種委員会)に裁量権が委ねられている事項については、裁量権の逸脱、濫用と認められ

ない限り、100条調査の対象とはならないとされています²。

また、調査を受けた関係人は正当の理由なくして、出頭、証言、記録の提出を拒むことはできませんが（地方自治法100条3項）、自己に不利益な供述は強要されず、正当の理由は自己に不利となる旨を述べれば足りるものとされています³。

(3) 百条委員会からの資料提出命令及び赤井川村 DMO からの回答について

百条委員会から提出命令を行った資料は「DMO 総会及び理事会の議事録（直近から過去3年）」とされています。百条委員会の調査事項は普通地方公共団体の事務にしか及ばないことから、道の駅あかいがわ指定管理者公募手続に関連する事項の調査目的を達成するために必要な範囲に限られるため、候補団体に関するすべての事項を調査する権限までは有しません。そのため、あくまで「指定管理者として赤井川村 DMO が本件条例等で定められた適正な選定手続に基づいて選任されたか」が調査事項となるため、右目的の範囲で調査することが可能となります。

そして、赤井川村 DMO の内部意思決定の内容を記録した総会や理事会の議事録を委員会が調査をすることは、その必要性が不明であることから、赤井川村 DMO の回答である「当該資料が使用される手続、その使用目的及び立証の目的、使用される範囲、提出された資料の管理者、使用範囲、守秘義務の担保、当該資料を提出したことにより当推進協会が損害を被った場合の責任の所在等が明らかにされない限り、地方自治法100条3項の正当な理由がある」とする回答は正当な理由と解されます。

4 本件選定委員会に関する問題について

(1) 選定委員の人選について

ア 委員会は法律の定めるところにより、設置され、委員会・委員はそれぞれの設置目的に沿った行政権を独立して担当し、その調査・企画・立

² 新版逐条地方自治法（第8次改訂版）388頁参照

³ 新版逐条地方自治法（第8次改訂版）384頁参照

案・執行を行うこととなります。委員に関する選任資格、選任方法は原則として議会の決議や条例によって定められることとなります。

委員会は上記のとおり、設置目的に沿った行政権を独立して行使できるため、百条委員会が調査を行うのであれば、あくまで条例や議会の決定に基づく選任がされたかを調査することとなります。

イ 赤井川村における指定管理者候補者選定委員会の選任手続については、上記第2、2でも述べたとおり本件条例施行規則第9条以下に定められており、委員は、(1)学識経験者、(2)当該公の施設に関し専門的知識を有する者、(3)関係団体の代表者、(4)副村長、(5)その他村長又は教育委員会が適当と認める者から村長等が委嘱し、又は任命する規定となっています。そのほか、委員会の委員長は、副村長をもって充てることとし(第11条)、委員会は、村長等から意見を求められた事項について審議し、意見を述べなければならない(第12条)とされています。

ただし、指定管理者候補者選定委員会の委員の選出については要綱が定められておりません。そのため、委員の選出は村長等に広範な裁量が認められており、本件条例に反しない限り原則適法となります。

以上の事情を踏まえて、赤井川村から提出された本件選定委員会の「委員」の委嘱手続においても、恣意的な選定をされた事情もなく、令和7年12月12日に開催された総務開発委員会の議事録でも産業課長から、選任委員として、①副村長、②北海道開発局小樽開発建設部からの推薦者、③北海道地区道の駅連絡会からの推薦者、④後志総合振興局商工労働観光課からの推薦者、⑤新おたる農業協同組合からの推薦者の計5名である旨説明がされており、客観的に偏った選出にはなっていないことが伺われます。

よって、本件選定委員会の委員は、赤井川村において制定された条例に基づいて選任されており、選定に関する要綱もないため、選定委員の人選の適否に関しては、百条委員会にてこれ以上の調査をする必要がないものと解されます。

ウ なお、今後の改善点について、①指定管理者候補者選定委員会に関する要綱を定め、選定委員の人選を行い、人選の段階で、履歴書等の書面やヒアリングなどにより、予定している指定管理者との利害関係人の定義への該当がないかを確認する。② 利害関係人の定義への該当がない選定委員については、利害関係人の定義のいずれにも該当しない旨の誓約書に署名のうえ提出いただく。③ 利害関係人の定義のいずれかに該当する選定委員または署名入りの誓約書を提出しない選定委員は選定委員の対象から除外するといった選定委員の選出に関する要綱等を作成する必要があると存じます。

(2) 各選定委員の指名及び評価等の開示について

ア 指定管理者制度について

指定管理者制度は、地方自治法244条の2第3項⁴に規定されており、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としています。

同法により指定管理者の「選定の手続」を条例によって定めるとされ、赤井川村では、本件条例及び本件条例施行規則が制定されております。赤井川村では、指定管理者候補の選定において指定管理者候補者選定委員会を設置することが定められていることは、上記(1)で述べたとおりです。

イ 委員会における評議について

上記のとおり、本件選定委員会の各選定委員の選定手続は条例に基づいて行われており、手続違反は見受けられません。選定手続に問題がない以上、選定委員会に関する要綱が定められていないため、採点をするにあたり広い裁量を有しますので、評議の内容について、明ら

⁴ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる

かな裁量逸脱や濫用が無い限り、本件選定委員会の評議が違法となることはありません。

赤井川村の指定管理者候補団体の選定においては、選任された5名の委員の平均点をもとに評点がつけられる制度となっており、各委員の各候補団体の提案説明に対する総評及び質疑応答結果は、添付資料3のとおりとなっておりますが、質疑応答の内容及び総評に一見して矛盾点はなく、委員会における裁量逸脱・濫用の事情は見受けられません。

以上の事情から、本件においては、各選定委員の氏名の開示を求める必要性はなく、選定委員個人の採点に裁量が認められる事項であるため、選定委員個人の全ての点数の開示を求める必要性もないと解されます。

ただし、選定の評価において「指定管理者候補団体の最低基準は、評価基準の評価の得点（選考委員5名の平均得点）が70点以上とする。ただし、評価項目に「C」の評価がある場合は、別途、指定管理者としての適格性について協議を指定管理者候補者選定委員会にて行う。」とされておりますので、適正手続の調査から、赤井川村に対し、「赤井川村DMOの評価基準における選定委員の評価に「C」の項目があるかの有無並びに「C」の項目がある場合、評価項目の摘示及び本件選定委員会における議事録の提出」を求めることは可能であると思料します。

5 候補者団体法人の要件充足性に関する問題について

観光地域づくり法人（Destination Management/Marketing Organization、以下「DMO」といいます。）は、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に規定する登録要件を満たす法人のことを指し、観光庁が登録を行う登録制度となっております。登録を希望する法人が申請を行い、観光庁によって審査を行い、ガイドラインに基づく登録要件を満たす場合には

DMOとして登録されることとなり、審査・登録・判断は全て観光庁に帰属します。そのため、赤井川 DMO が DMO の要件を満たすか審査が可能なのは観光庁となります。

よって、地域 DMO の要件充足性の判断は地方公共団体の事務ではないことから、赤井川村 DMO の登録要件の充足性につき、赤井川村は判断する立場になく、百条委員会の権限事項外になるため、調査することはできないと思われます。

6 地域 DMO が指定管理者の選定手続に応募することの可否

地域 DMO は観光庁では、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人と説明されております。地方誘客及び旅行消費拡大を持続可能な形で推進する上で、地域のさらなる魅力向上や受入環境整備など、「観光地域全体のマネジメント」の取組を地域 DMO が主体となって行うことが期待されます⁵が、あくまで「期待」であり、地域 DMO に課された法的義務ではありません。

そのため、地域 DMO には、応募にあたって地元の会社や商工会との調整を図る法的義務はなく、指定管理者の応募手続に参加可能となるかは、本件条例及び本件条例施行規則の資格要件を満たすか否かで判断されます。そして、条例及び施行規則で資格要件に DMO に関する制限がないことから、応募資格に問題は無く、法的問題は発生しません。

添付資料

- 1 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 2 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

⁵ 観光庁 HP より https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/dmotoha.html

3 令和7年11月26日作成「道の駅あかがわの指定管理者の募集に係る申請団体による提案説明会について」と題する報告（抜粋）

参考文献

松本英昭 新版逐条地方自治法〈第8次改訂版〉

宇賀克也 地方自治法概説〔第9版〕

川崎政司 新・地方自治法基本解説

別冊法学セミナーno211 新基本コンメンタール地方自治法